

# 米国税務最新動向

## 2018年2月

アーンスト・アンド・ヤングLLP パートナー  
野本 誠

### IRS：二国間APA申請料を大幅増額

IRSは、二国間APAの申請料を以下の通り2段階で大幅に引き上げることを発表しました。

	現行	2018年7月1日 以降申請分	2019年1月1日 以降申請分
新規APA	\$60,000	\$86,750	\$113,500
APAの更新	\$35,000	\$48,500	\$62,000
小規模APA	\$30,000	\$42,000	\$54,000
APAの修正	\$12,500	\$17,750	\$23,000

### ホワイトハウス：2019会計年度連邦政府予算を発表

2月12日、ホワイトハウスは、2019会計年度の連邦政府予算を発表しました。その骨子は、以下の通りです。

- 優先的支出項目：国防費（前年比13%増）をはじめ、国境警備（不法移民取締り、メキシコ国境の壁の建設を含む）、麻薬対策等の予算を大幅に引き上げるとともに、10年間のインフラ整備予算（主として民間投資促進のための補助金）として2,000億ドルを計上しています。

- 財政赤字：2019年度の財政赤字は9,840億ドルに上り、向こう10年間で連邦政府債務が少なくとも7兆ドル増加することが見込まれています。
- 税収の低下：昨年度の税制改正により税収の急激な低下が予測されており、2019年度の税収は昨年度時点での予測よりも4,000億ドル下回ることが見込まれています。
- 予算削減項目：高齢者や低所得者向け公的医療保険制度（メディケア、メディケイド）予算の大幅削減等が含まれていますが、議会の承認が必要となるため、現状での実現は難しいものと見られています。

## IRS：外国法人用連邦法人税申告書提出漏れ事案の取り扱い方針を発表

IRSの大規模事業者・国際(LB&I)部門は、外国法人用連邦法人税申告書(様式1120-F)の提出漏れ事案の取り扱い方針に関するメモ(LB&I-04-0218-007)を発表しました。

米国内で事業活動を行っている外国法人は、様式1120-Fの提出義務を負っていますが、IRSが申告書の未提出に関する通知書を発行した日もしくは提出期限から18ヶ月が経過した日のいずれか早い方までに様式1120-Fが提出されていない場合、当該外国法人の全ての費用の損金算入および税額控除の権利が否認される可能性があります。

財務省規則においては、米国内で事業活動を行っているか否かが明確でない場合、損金算入と税額控除の権利を保留する目的で様式1120-Fを形式的に提出すること(プロテクティブ・ファイリング)が推奨されています。また、IRSは、個別の事案の情状を酌量して、損金算入および税額控除の否認規定の適用を免除することが認められています。

今回のメモによれば、外国法人による損金算入および税額控除の否認規定の適用免除については、その可否が一貫性を持ち公平かつ速やかに判断される様に、2018年2月1日付で税務調査マニュアルを改訂し、以下の基準が適用されます。

1. 当該外国法人が申告書の提出漏れの事実をIRSに指摘される前に自ら申し出たか
2. 当該外国法人がプロテクティブ・リターン(PT)の提出制度について知っていたか
3. 当該外国法人が以前に米国で法人税申告書を提出したことがあるか

4. 当該外国法人の経験や知識レベルを考慮した場合、申告書の提出義務を知らなかった可能性があるか
5. 当該外国法人の申告書の提出漏れが不可抗力によるものか
6. その他に酌量すべき情状はあるか

また、これらに加え、申告書が提出されなかった年度の税額確定にあたっての協力姿勢も考慮すべきとされています。

## IRS：2017年12月31日までに使用開始された適格内装費の一括償却を容認へ

2月9日、サンディエゴで開催された全米法曹協会(ABA)租税部会での講演において、IRS高官が2017年12月31日までに使用開始された適格内装費用の一括償却を認める方針を明らかにしました。

今回の税制改正に際し、2018年1月1日以降に使用開始される適格内装費については、15年での減価償却が認められる予定でしたが、法案作成時のミスにより、15年償却の資産区分に適格内装費が追加されませんでした。一方で、従来、適格内装費はボーナス減価償却の対象となる適格資産のカテゴリーの一つとなっていました。今回の改正により、適格内装費用が15年償却の資産区分に含まれるため、「償却年数20年以下の資産」として適格資産になるため、適格資産の定義から適格内装費のカテゴリーが除外されました。適格資産の定義の変更は、2018年1月1日以降に使用開始される資産について適用される一方、100%ボーナス減価償却(一括償却)は2017年9月28日以降に購入かつ使用開始された資産について認められるため、2017年9月28日から2017年12月31日までに購入かつ使用開始された適格内装費が一括償却の対象となる適格資産として取り扱われるか否かが一部不透明とされていました。

今回のIRS高官の発言によれば、2017年9月28日から2017年12月31日までに購入かつ使用開始された適格内装費は一括償却の対象となる適格資産として取り扱われることとなります。適格内装費の購入、取得日による取り扱い、以下の通りです。

2017年9月27日以前に購入、2017年9月28日以降に使用開始：使用開始日より50%、40%、30%、0%のボーナス減価償却が認められる。

2017年9月28日以降に購入、2017年12月31日までに使用開始：100%のボーナス減価償却(一括償却)が認められる。

2017年9月28日以降に購入、2018年1月1日以降に使用開始：一括償却は認められず、原則として39年で定額償却。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EY メンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180921

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 税理士法人及び他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)